



VOICE

大垣視覚障害者福祉協会の会長で、自身も視覚障がいのある林さんに話を伺いました。

また、西部中学校では、同協会会員による講話があり、参加した生徒にも話を伺いました。

【大垣視覚障害者福祉協会会長 林富美子さん】



▶日常で困る場面は？

視覚障がいですぐに困ることは、読み書きと移動です。

日本語には同音異義の漢字がたくさんあり、皆さんは漢字を見ることで意味を知ることができます。しかし、私たちが読む点字には、

漢字での区別が無いので、どんな意味かが分からないときがあります。



移動では、点字ブロックで「止まれ」を示すのが、横断歩道なのかバス停なのか区別がつかなくて困ります。また、せっかく案内していただくときも、白杖を持たれると不安になるので、皆さんの腕や肩につかまらせてほしいです。

▶障がい者サポーターとして、私たちは何をすればいいですか？

皆さんから、障がいのある人とどのように接していいかわからない、という話をよく聞きます。

私たちとしては、困っている素振りが無くても、気軽に話しかけてもらえればと思っています。ひょっとしたら困っているかもしれません。声を掛けてもらえると、何か行動するにも楽ですし、いろいろと話ができて明るい気持ちになります。

障がい者サポーターの人はもちろん、そうでない人も気軽に話しかけてくれることで、私たちも皆さんと同じような生活ができたと思います。



視覚障がいのある人の話を真剣に聞く中学生

【西部中学校3年 山本夏希さん】

▶視覚障がいのある人の講話を聞いて

視覚障がいのある人から、日常生活や点字のことを聞いたほか、私たちがどのように補助をしたらよいかを教えてくださいました。

特に印象に残ったのは、目が見えないという身体的な悩みより、自分がやりたいと思っていた夢がかなえられなくなる、という精神的な苦悩が大きいという話でした。そのことは、私たちが普段生活している上で、決して想像もつかないことでした。

今までは視覚障がいのある人に接する機会が少なかったですが、今後社会に出ると、その機会があると思います。その時は、今回学んだことを思い出しながら、積極的にサポートしたいと思います。

【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上に必要な訓練を行います。



【宿泊型自立訓練】 知的または精神障がいを有する人に対して、日常生活能力の向上に対する支援、生活などに対する相談・助言を行います。

【就労移行支援】 一般企業などへ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や、能力の向上のために必要な訓練を行います。

【就労継続支援(A型＝雇用型、B型＝非雇用型)】 一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【共同生活援助（グループホー

ご存知ですか？

障害者虐待防止法

障がいのある人へのサポートのほかにも、私たちが日ごろから気をつけていなければならないことがあります。それが、障がいのある人に対する虐待です。

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律）には、「何人も障害者に対し、虐待をしてはならない」と明記され、虐待に気付いた人の通報義務が法律に定められています。

▶虐待のサインを見逃さない

身体のおざや傷、不自然なげが、おびえた様子などのサインを見逃さず、日頃の様子を注意深く観察することが大切です。

虐待はどこの家庭でも起こる可能性があります。家族や支援者が自覚のないまま虐待をしていたり、反対に、障がいのある人自身が虐待を受けている認識がないこともあります。

どういったことが虐待になるの？

- 身体的虐待（殴る蹴る、体の自由を奪うなど）
- 心理的虐待（ののしりや無視など）
- 性的虐待（性的ないやがらせなど）
- 放棄・放任（介助をしないなど）
- 経済的虐待（年金、賃金、財産を取り上げるなど）



▶虐待では？と思ったら...

市は、障がい福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、虐待の防止と早期発見、家族などへの支援に努めています。通報や届出、支援の相談は、障がい者虐待防止センターへご連絡ください。

大垣市障がい者虐待防止センター（☎73-0202）

障がい者就労に役立つ就労セミナー

障がいのある人を雇用する企業の人事担当者や、就労をサポートする支援機関職員による、障がいのある人の就労に役立つ講演会を開催します。

- ☑対象／就労を希望する障がいのある人やその家族、支援機関に勤める人
- ☑とき／1月18日(水) 午後1時30分～4時
- ☑ところ／情報工房2階会議室4
- ☑講師／(株)パローホールディングスの梅村克利さんと、岐阜障害者職業センターの吉田真也さん
- ☑定員／50人（先着順）
- ☑申込／障がい者就労支援センター（総合福祉会館内、☎78-8186、FAX77-5511）へ



△) 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴・排せつ・食事の介護などの援助を行います。

【児童発達支援】 療育が必要な未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

【医療型児童発達支援】 肢体に不自由があり、理学療法などの機能訓練や医療的な管理のもと

に支援が必要な障がい児に、児童発達支援と治療を行います。

【放課後等デイサービス】 療育が必要な就学児に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

【保育所等訪問支援】 保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外との集団生活に適應できるように、専門的な支援を行います。